

【通所型サービス Q & A】

Q 1 通所型サービスは、加算について変更はあるか？

- A 若年性認知症利用者受入、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上の加算を 1 回あたりの報酬に変更しています。運動器機能向上等を複数利用する場合の加算も同様です。
なお、上記及び事業所評価加算以外の加算（生活機能向上グループ活動、サービス提供体制強化、介護職員処遇改善加算）については、変更予定はありません。

※ 事業所評価加算については Q 2 を参照

Q 2 事業所評価加算について変更はあるか？

- A 平成29年度の変更予定はありません。現行の介護予防通所介護と同様に、平成28年1月1日～平成28年12月31日の実績を評価し、加算の算定可否の決定をします。
なお、平成30年度以降は、評価基準及び単位数について検討中です。

Q 3 1回あたりの加算の算定回数に上限はあるのか？

- A 1人あたりの加算の算定回数の上限は、1か月に4回分までとなります。4回使用した場合は、現在の報酬月額とほぼ同額となります。
なお、加算の単価は、現在の報酬月額を4回で割った値に設定しています。

Q 4 通所介護相当型と時間短縮型の実施は、事前に届出する必要があるか？

※回答の内容を変更しました（平成 28 年 11 月 18 日）。

A 事前の届出は不要です。サービス提供時間に応じ、通所介護相当型と時間短縮型の請求を行ってください。

なお、総合事業の開始に伴い、平成27年3月31日以前に予防通所介護の指定を受けた事業所（総合事業のみなし指定事業所）については、平成29年4月1日時点の予防通所介護の加算区分がそのまま通所型サービスに登録されます。

加算区分の変更を行う場合は、加算変更月の前月15日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-3）」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）」を介護保険課あてに提出してください。

※ 平成27年4月1日以降に予防通所介護の指定を受けた事業所（総合事業の通常指定事業所）については、通常指定申請書類一式（平成29年1月31日までに提出）の中に加算に係る書類（別紙3-3、別紙1-4）が含まれておりますので、別途提出していただく必要はありません。

Q 5 通所介護相当型サービスを予定していた利用者が、当日、体調不良等により4時間未満でサービスを終了した場合、通所介護相当型の単価で請求することは可能か？

A サービス計画に位置付けられたサービスが概ね提供されていれば、通所介護相当型の単価で請求可能です。

Q 6 事業所が、通所介護相当型サービスと時間短縮型サービスを同時に提供することは可能か？

※回答の内容を変更しました（平成 28 年 11 月 18 日）。

A 提供可能です。

Q 7 通所介護相当型サービスと時間短縮型サービスを 1 人の利用者が併用して利用することは可能か？

A 利用者の心身状況等により、介護予防ケアマネジメントの結果、利用が必要と判断された場合、併用可能です。

Q 8 時間短縮型について、「運動や機能訓練に特化した支援を提供」と記載されているが、レクリエーションやレスパイト重視のサービス提供は不可となるのか？

A 利用者の心身状況等により、必要と判断される場合は、提供可能です。

Q 9 「予防通所介護と予防通所リハビリテーションの併用は不可」、「複数の通所介護事業所の予防サービス利用は不可」等、サービスの併給関係については、総合事業でも同じ扱いとなるか？

A 総合事業においても同じ扱いとなります。